

個人所得課税（金融・証券）編

本レポートは、税制の動向を知りたいと考えている方を対象として、2019年12月20日の閣議決定された「2020年度税制改正大綱」から、個人所得税（金融・証券）に関する内容を紹介しています。

1章 ジュニアNISAは令和5年廃止

(1) NISA制度の見直し

現行のNISA（少額投資非課税制度）には、「一般NISA」と少額積立・長期運用の「つみたてNISA」、未成年者の利用を想定した「ジュニアNISA」の3種類があります。

NISAの利用状況（令和元年6月現在）

種類	期間	口座数	買付額
一般	5年	1162万	16.88兆
つみたて	20年	148万	0.18兆
ジュニア	5年	33万	0.14兆

今回の改正により「一般NISA」と若年層の利用が多い「つみたてNISA」は、5年延長とされますが、全口座数の2.5%と利用実績が乏しい「ジュニアNISA」は、延長されないこととなります（廃止後、源泉徴収をせずに口座からの払出しが可能です）。

(2) 一般NISAは「2階建て」の新制度へ

より積立・分散投資を行いやすい制度とするため、令和6年1月より、「一般NISA」は、非課税枠を2階建てとする新制度に再編されます。

この制度では、1階部分は「つみたてNISA」と同様に長期の積立・分散投資に適したものとして告示されたもの（年20万円まで）、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除いたもの（102万円まで）が対象となります。

新一般NISA（令和6年～10年）

2階部分（年102万）	特定非課税管理勘定 対象：上場株式等のみ
1階部分（年20万）	特定累積投資勘定 対象：公募等株式投資信託

(3) エンジェル税制の見直し他

エンジェル税制とは、ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して所得税の優遇措置を行う制度で、投資時点の優遇制度（所得控除と株式譲渡益からの控除の選択）と売却時点の優遇措置（対象株式の売却損の繰越控除）があります。今回の改正では投資型クラウドファンディングを通じて投資されたベンチャー企業が対象企業に追加されるなど一部の要件が緩和されます。

その他、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡大や「資金決済法等改正法」の施行に伴う所定の措置、告知制度の見直しなどが行われます。

2章 関連参考情報

自民党・公明党税調 税制改正大綱（2019年12月12日公表）

<https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方（P1～2）

人生100年時代を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応し、私的年金の加入可能年齢等の上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等に取り組む。

成長資金の供給を促しつつ、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA制度全体を見直す中でつみたてNISAを延長し、少額からの積立・分散投資を推進していく。

第二 令和2年度税制改正の具体的内容 一 個人所得税 1 金融証券税制

〔延長・拡充等〕

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

- ① 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)の勘定設定期間を令和24年12月31日まで5年延長する。
- ② 現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(一般NISA)の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約(仮称)に係る非課税措置を創設し、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。
- ③ 非課税適用確認書の交付申請を令和3年4月1日以後はできないこととし、新規の非課税口座開設手続を簡易開設手続に一本化する。
- ④ 金融商品取引業者等変更届出書その他一定の書類の提出に代えて、電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとする。

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)について、次の措置を講ずる。

- ① 未成年者口座開設可能期間は延長せずに終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとする。
- ② 未成年者口座廃止届出書その他の書類の提出に代えて、電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとする。

(3) エンジェル税制について、次の措置を講ずる。

- ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、一定の措置を講ずる。
- ② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、一定の措置を講ずる。
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、一定の措置を講ずる。
- (5) 資金決済法等改正法の施行に伴い、一定の措置を講ずる。
- (6) 告知制度について一定の措置を講ずる。

<参考>

NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査 結果の公表について
(2019年9月26日 金融庁) <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20190926.html>

2020年度税制改正大綱 (2020年12月20日閣議決定)
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf

発行：2020年1月

—以 上—